

【角地緩和】 建築基準法第53条第3項第2号 岩手県が指定する敷地

■次の各号に該当する敷地においては、建ぺい率の緩和(指定建ぺい率+10%)を受けることができます。

岩手県 建築基準法施行細則

(街区の角にある敷地等の指定)

第21条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 幅員6メートル以上の二つの道路(幅員6メートル以上の公園、広場、水面その他これらに類するものを含む。以下この号において同じ。)によりできていて内角が120度以下の角にある敷地又は幅員6メートル以上の二の道路にはさまれた敷地で、その敷地の外周の4分の1以上がこれらの道路に接するもの

(2) 幅員4メートル以上の道路又は法第42条第2項の知事が指定した道及び幅員8メートル以上の道路によりできていて内角が120度以下の角にある敷地で、その敷地の外周の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、当該外周の8分の1以上が各々の道路に接するもの(前号に該当するものを除く。)

(3) 敷地の外周の4分の1以上が、幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その道路を隔てて幅員10メートル以上の公園、広場、水面その他これらに類するものに面するもの(前2号に該当するものを除く。)

1号

次のア、イ、ウを全て満たすもの

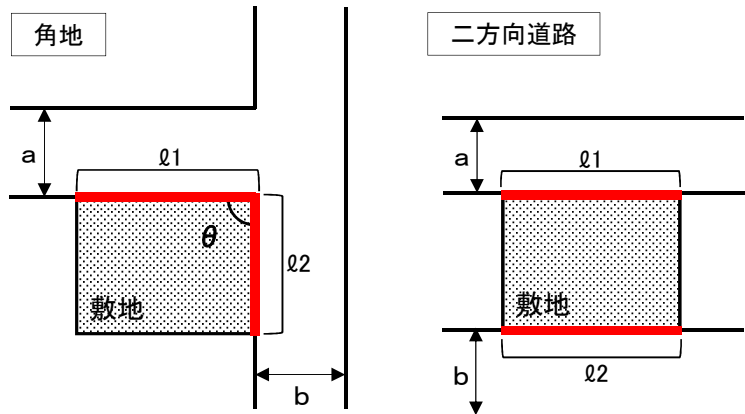
ア) $a, b \geq 6m$

※ a, b …公園、広場、水面その他これらに類するものを含む

イ) $\theta \leq 120$ 度

ウ) $(\ell_1 + \ell_2) / L \geq 1/4$

※ L =全体周長



2号

次のア、イ、ウを全て満たすもの

ア) $a \geq 4m$ または a =法第42条2項道路及び
 $b \geq 8m$

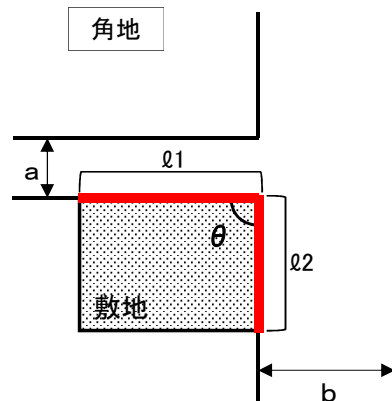
イ) $\theta \leq 120$ 度

ウ) $(\ell_1 + \ell_2) / L \geq 1/3$

かつ

$\ell_1 / L \geq 1/8$ 、 $\ell_2 / L \geq 1/8$

※ L =全体周長



3号

次のア、イ、ウを全て満たすもの

ア) $a \geq 6m$

イ) $b \geq 10m$

ウ) $\ell_1 / L \geq 1/4$

※ L =全体周長

